参議院情報監視審査会事務局規程の一部を改正する規程

参議院情報監視審査会事務局規程の一部を改正する規程は、令和七年五月九日次のとおり決定された。

参議院情報監視審査会事務局規程（平成二十七年三月十九日事務総長決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（所掌事務） **第一条**　情報監視審査会事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　〔略〕 四　特定秘密及び重要経済安保情報の保管に関すること。 五・六　〔略〕 **第二条・第三条**　〔略〕 （事務局長等の任命） **第四条**　事務局長その他事務局の職員は、事務総長が参事（国会職員法第二十四条の四第一項の規定に基づく適性評価において情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密及び重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者に限る。）の中からこれを命ずる。 **第五条**　〔略〕	（所掌事務） **第一条**　情報監視審査会事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　〔略〕 四　特定秘密の保管に関すること。 五・六　〔略〕 **第二条・第三条**　〔略〕 （事務局長等の任命） **第四条**　事務局長その他事務局の職員は、事務総長が参事（国会職員法第二十四条の四第一項の規定に基づく適性評価において情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者に限る。）の中からこれを命ずる。 **第五条**　〔略〕
備考　表中の〔　〕の記載は注記である。	

附　則

この規程は、令和七年五月十六日から施行する。

人事異動

内閣

財務大臣政務官　東　国幹
（大臣官房参事官）財務事務官　藤井　大輔
（欧州復興開発銀行理事）同　日置　重人
欧州復興開発銀行総務会第三十四回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる
期間は令和七年五月二十九日までとする（各通）

最高裁判所

福島家庭裁判所判事・福島簡易裁判所判事　大嶋　洋志
仙台高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
仙台簡易裁判所判事に補する
東京家庭裁判所判事・東京簡易裁判所判事　田口　治美
福島家庭裁判所判事に補する
福島家庭裁判所判事を命ずる
福島簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　小池あゆみ
東京家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　中野　琢郎
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上四月二十六日）
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　伊藤　孝至
新潟地方裁判所判事に補する
兼ねて新潟家庭裁判所判事に補する
新潟簡易裁判所判事に補する
神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事　植田　類
高知家庭裁判所判事に補する
兼ねて高知地方裁判所判事に補する
高知簡易裁判所判事に補する（以上四月三十日）
東京家庭裁判所判事・東京簡易裁判所判事　砂古　剛
名古屋地方裁判所判事に補する
名古屋簡易裁判所判事に補する
名古屋地方裁判所判事兼名古屋家庭裁判所判事・一宮簡易裁判所判事　高木　健司
名古屋家庭裁判所判事の兼補を免ずる
名古屋地方裁判所半田支部勤務を免ずる
名古屋簡易裁判所判事に補する
名古屋地方裁判所判事兼名古屋家庭裁判所判事・半田簡易裁判所判事　内山真理子
名古屋地方裁判所一宮支部勤務を免じ
名古屋地方裁判所半田支部勤務を命ずる
名古屋家庭裁判所一宮支部勤務を免じ
名古屋家庭裁判所半田支部勤務を命ずる
名古屋家庭裁判所半田支部長を命ずる
半田簡易裁判所判事に補する
半田簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
郡山簡易裁判所判事　佐藤　裕義
仙台簡易裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事　坂本　正則
郡山簡易裁判所判事に補する（以上五月一日）
東京簡易裁判所判事　中山　隆弘
浜松簡易裁判所判事に補する（五月七日）

○定年退官

簡易裁判所判事三木健治は四月二十九日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事岸本寛成は五月二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
簡易裁判所判事瀬戸口洋治は五月九日限り定年退官

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年四月二十三日、紺綬褒章を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

松永　郁子　青山　勝人　今井　利一
長澤　良子　横山　昭芳　鎌田　収
三浦　大地　南　章乃　高木ヒロ子
福田　純子　山路　孟　野口　和枝
篠塚　勝正　高橋　直樹　高橋　佳子
大庫　隆夫　川田　秀樹　海老根智仁
酒井富美子　渡邊　康子　藤田　秀行
山上　明善　坂口　美鈴　河野　元昭
佐藤　隆之　北島　正悟　奥山　竜也
網頭まり子　中島　健治　古賀クニ子
大津　敦　藤林　稔和　渡邊　義人
新井　英希　深見　達之　田中ふさ子
池田　博則　瀧澤　潤

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

アメリカ合衆国人　ロバート　マー
ク　ポメロイ

褒章条例第一条により紺綬褒章を贈与する